

## 船橋市後期高齢者医療保険料滞納者に係る短期被保険者証等の事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱は、千葉県後期高齢者医療保険料滞納者に対する措置の取扱要綱（平成21年12月9日施行）及び千葉県後期高齢者医療短期被保険者証・資格証明書等交付事務取扱基準（平成21年12月9日施行）に定めるもののほか、船橋市において短期被保険者証・資格証明書等の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、短期被保険者証の交付対象とはしないものとする。

- (1) 被保険者の滞納保険料が3期未満のとき。
- (2) 被保険者の滞納保険料の額が10万円未満のとき。
- (3) 納付相談及び納付指導（以下、「納付相談等」という。）に応じ、今後の納付方法について取り決めを行ったとき。
- (4) 納付相談等において取り決めた納付方法を履行しているとき。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第4条に規定する特別の事情に該当するとき。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成24年12月28日改正）

1. この基準は、平成24年12月28日から施行する。
2. 改正前の基準の規定によりなされた手続きその他の行為は、新基準の規定によりなされた手続きその他行為とみなす。